

雇用環境が

変わってきた

この守りを固めれば、企業はもつと強くなる

労働災害では企業が法律上の賠償責任を負うことがある。

労働基準法では、業務災害により従業員が病気またはケガを負った場合に、企業は従業員に対して必要な保障をしなければならない、と定められています。

労災保険給付では足りない。

「政府労災保険に入っているから大丈夫。」

果たしてそうでしょうか。政府労災保険の給付では足りない高額賠償事例が多く発生しています。

従業員に万が一の際は、遺族が訴える！

「従業員との関係は良好で問題が起きることはない。」過去事例でも実際、従業員本人との関係はその通りでした。しかし、従業員の方に万が一の際、遺族の感情も同じとは限りません。

訴えられるのは経営者・役員個人も。

訴えられる対象は企業だけではありません。経営者・役員個人の賠償によるリスクも守らなければ永続的な企業経営は難しくなります。

ケガだけではない。ハラスメントなどの雇用トラブルも。

ハラスメント・セクハラ行為は管理責任を問われることがあります。企業および管理職は、「対象者を処分した。」では済みません。

高額賠償事例が発生しています！



安全配慮義務違反

(2005年 東京地裁)

解体業に勤務していた従業員が作業中に2階開口部から転落。脊髄損傷等の後遺障害が残った。男性と家族が企業に転落防止のための措置を怠ったとして安全配慮義務違反に基づき訴訟を起こした。

賠償判決

約8,300万円

※詳細は個々の判決文等をお確かめください。

元気の Best Advice



2008年3月に労働契約法が施行され、安全配慮義務が明文化されました。これを機に使用者の責任が明確になり、企業の労働環境整備の必要性が生じ、それに伴う賠償リスクが一気に高まりました。

以来、私どもは保険会社と二人三脚で使用者賠償責任保険の普及に努めて参りました。当時は今までなにも無かったから大丈夫、というお客様がほとんどでしたが今ではお客様からお問い合わせがあるほどになりました。

中小企業にとって1,000万円を超えるような賠償は経営に大きな影響を与えます。この使用者リスクのように、可能性は低くとも賠償額が高額になるリスクには保険が最適です。

お見積もりされていないようでしたらまずはお見積もりをされることをお勧めします。

過重労働

(2008年 大阪地裁)

精密機器メーカーの製造管理担当が勤務中に脳出血で倒れ、寝たきり状態となった。過労が原因だとして家族が企業に損害賠償を求め訴訟を起こした。

賠償判決

約1億9,000万円

パワハラ

(2014年 名古屋地裁)

加工会社に勤める従業員が自殺。管理職による日常的なパワーハラスメントが原因だとして、遺族が企業と社長に損害賠償を求め訴訟を起こした。

賠償判決

約5,400万円

賠償シリーズ①



この守りを固めれば、企業はもつと強くなる

労働災害では企業が法律上の賠償責任を負うことがある。

労働基準法では、業務災害により従業員が病気またはケガを負った場合に、企業は従業員に対して必要な保障をしなければならない、と定められています。

労災保険給付では足りない。

「政府労災保険に入っているから大丈夫。」

果たしてそうでしょうか。政府労災保険の給付では足りない高額賠償事例が多く発生しています。

従業員に万が一の際は、遺族が訴える！

「従業員との関係は良好で問題が起きることはない。」過去事例でも実際、従業員本人との関係はその通りでした。しかし、従業員の方に万が一の際、遺族の感情も同じとは限りません。

訴えられるのは経営者・役員個人も。

訴えられる対象は企業だけではありません。経営者・役員個人の賠償によるリスクも守らなければ永続的な企業経営は難しくなります。

ケガだけではない。ハラスメントなどの雇用トラブルも。

ハラスメント・セクハラ行為は管理責任を問われることがあります。企業および管理職は、「対象者を処分した。」では済みません。